

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正派遣法」施行により、派遣元事業主は各年度終了後、派遣料金に占める派遣料金と派遣スタッフに支払う賃金の差額の割合を公開することが義務づけられています。

$$\begin{array}{l} \text{マージン率} \\ \text{計算方法} \end{array} = \frac{(\text{派遣料金の平均額}) - (\text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

平成 25 年度事業報告に基づき、以下の通り公開いたします。

派遣労働者数(事業年度あたり)	68 人
派遣先数(事業年度あたり)	22 件
マージン率	29.9%
教育訓練に関する事項	就業前研修「介護の基礎講座」 内容①介護現場で役立つ専門用語 ②食事の介助で気をつけること ③排泄介助で気をつけること ④入浴介助で気をつけること ⑤認知症の介護で気をつけること ⑥介護現場の接遇

マージンの中から社会保険料(会社が負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険)、福利厚生費(有給休暇・健康診断・予防接種・研修関連費用)、会社運営費(派遣会社の人件費・事務所賃料・募集広告費用などの諸経費)を差し引いた残りが営業利益となります。